

# 令和3年度事業計画書

自令和 3年4月 1日

至令和 4年3月31日

一般社団法人日本防衛装備工業会は、わが国の安全保障を防衛装備品等の生産・技術分野で担う一員として、防衛装備工業の健全な振興に努め、もってわが国の防衛に真に有益な防衛生産・技術基盤の確立に寄与することを使命とし、令和3年度事業計画を次のとおり定める。

## 1 防衛装備品等の生産基盤及び技術基盤に関すること。

### (1) 防衛装備品等に関する調査及び研究

- ア 海外技術誌・刊行物等により、最近における防衛装備品等の技術動向に関して調査研究を行う。
- イ 海外に視察団を派遣し、防衛装備品等の調査研究を行う。
- ウ 経済産業省が協力する日米技術フォーラムに参加し、最近における防衛装備品等の技術動向について調査研究を行う。
- エ 防衛装備移転・国際共同開発等に係る諸課題について調査研究を行う。
- オ 各部会において防衛装備品等に関する調査・研究を行う。また、引き続き情報セキュリティに関する調査研究を行う。

### (2) 防衛装備品等の近代化、高性能化及び生産基盤の確立に関する提言

- ア 防衛力の整備その他防衛諸政策に関し、防衛生産・技術基盤の維持・発展の観点から所要の提言及び要請等を行う。
- イ 防衛省が設置する委員会・会議等に所要の協力を行う。
- ウ 防衛省の調達制度改革関連事業と連携して所要の活動を行う。
- エ 防衛省各幕僚監部の主催する「フォーラム」、陸上自衛隊富士学校が主催する「富士調査研究会同」に参加し、所要の提言等を行う。
- オ 自衛隊の機関等が開催する「フォーラム」又は「セミナー」に参加し、提言等を行う。

## 2 防衛装備品等の改良改善等に関すること。

### (1) 防衛装備品等に関する研究開発の支援

- 防衛省防衛装備庁等と連携し、防衛装備品等の研究開発について所要の協力及び提言等を行う。

- (2) 防衛装備品等に関する資料、情報等の収集及び提供
  - ア 会誌「月刊 J A D I」を毎月発刊し、会員及び学識経験者等による論文及び海外の各種装備品等の技術情報を紹介するとともに、本会の行事・活動状況その他の情報を会員及び関係機関等に提供する。
  - イ 防衛装備品等に関する調査及び研究の成果について、説明会等を開催して関係機関等に提供する。
- 3 政府が行う安全保障に関する事業への協力に関すること。
  - (1) 防衛装備品等に関する委託研究の実施
    - 防衛装備品等の整備計画及び生産・技術基盤の確立等に資するため、次の委託研究等を行う。
    - ア 防衛省からの委託研究等
    - イ 経済産業省からの委託研究等
  - (2) 防衛装備品等の規格、基準等に関すること。
    - ア 防衛省規格の頒布を行う。
    - イ 防衛省規格の見直し作業がある場合には、支援・協力する。
  - (3) 政府が行う輸出管理政策への協力
    - 防衛装備移転三原則に基づく諸施策に適切な協力を行う。
- 4 防衛装備工業の振興等に関すること。
  - (1) 防衛装備品等に関する講演会、研修会等の開催
    - ア 理事等懇談会
      - 防衛装備品等に関する当面の諸問題について、防衛省の幹部を講師として招聘し、講話並びに意見交換を行う。
    - イ 講演会
      - (ア) 防衛関係予算及び防衛白書等に関する講演会を開催する。
      - (イ) 各部会及び各研究会は、防衛装備技術等に関する講演会を開催する。
    - ウ セミナー等
      - 次に掲げる各セミナー等を開催する。
      - (ア) 先端技術の軍事利用に関するセミナー
      - (イ) 防衛産業に係る経済産業行政に関するセミナー
      - (ウ) 各部会及び各研究会が行う勉強会

## エ 部隊研修

(ア) 自衛隊の行う展示演習等に参加して防衛装備品等の運用状況を把握するために現地研修を行う。

(イ) 委員会及び各部会において、防衛装備品等の部隊運用状況を把握するために現地研修を行う。

## (2) 防衛産業間対話の促進等

ア 防衛産業間対話を促進するとともに、海外の防衛関係工業団体との連絡・調整業務を行う。

イ 米国国防産業協会（NDIA）との間では、一般社団法人日本航空宇宙工業会（SJAC）との共催により防衛産業間対話を開催する。

## (3) 防衛装備品等に関する関連団体との連携及び協力等

ア 一般社団法人日本経済団体連合会防衛産業委員会、一般社団法人日本航空宇宙工業会及び一般社団法人日本造船工業会等と連携し、防衛装備品等の生産基盤・技術基盤に関する諸問題について必要に応じ共同で対処する。

イ 一般社団法人日本機械工業連合会主催の活動に参加する。

ウ 関係省庁等からの通達、要請、連絡事項等について、会員への周知徹底等を図る。

## 5 その他本会の目的を達成するために必要な事業

(1) 工業会の情報セキュリティについて、引き続き充実・強化を図る。

(2) 工業会年史編纂のための資料を収集、記録、保管する。

(3) 自衛官の功績を表彰する「国民の自衛官」並びに危機管理対策振興のための「危機管理産業展」を協賛する。また、趣旨に応じ、国際防衛交流展示会を後援する。

別紙第1：令和3年度一般社団法人日本防衛装備工業会行事予定一覧表  
(省略)

別紙第2：令和3年度海外装備品等動向視察団の派遣(省略)